



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 角 和夫
(コード番号 9042 東証・大証第 1 部)
問合せ先 グループ経営企画部部長 (広報担当) 白木恵士
(TEL. 06-6373-5092)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件 (1)」及び「定款一部変更の件 (2)」を、平成 21 年 6 月 17 日開催予定の第 171 回定時株主総会 (以下「本定時株主総会」といいます。) に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款変更の目的

1. 「定款一部変更の件 (1)」について

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、いわゆる「株券の電子化」が実施されたことに伴い、株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定を削除するなど、所要の変更を行うものであります(「別紙」1. 記載の現行定款第7条・変更案第8条・第9条・第12条・附則ご参照)。
- (2) 株主へのサービス拡充を企図し、単元未満株式を有する株主がその有する単元未満株式の数と併せ1単元の株式の数となるべき数の株式の売渡しを当社に対し請求できる旨の規定を新設するものであります(「別紙」1. 記載の変更案第9条・第10条ご参照)。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 「定款一部変更の件 (2)」について

当社は、平成 18 年 6 月 29 日開催の定時株主総会の決議により、現行定款第 17 条に、株主総会の決議により「当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針」を決定できる旨を定めております。

本日付で別途開示しております「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の更新について」記載のとおり、本定時株主総会において、現在決定している買収防衛策の基本方針の内容を一部変更したうえで、同基本方針を改めて決定するための議案を付議することとしておりますが、かかる変更の内容に関連して、現行定款第17条の内容についても、以下の理由から一部変更し、あわせて文言の整備を行うものであります（「別紙」2. ご参照）。

- (1) 会社法においては、新株予約権の無償割当てに関する事項については原則として取締役会の決議により決定することとされておりますが（会社法第278条第3項本文）、当社取締役会では、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを実施する場合は、株主の皆様の意思の尊重という観点から、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によることも可能とすることが望ましいと考えております。そこで、会社法第278条第3項但書の規定に基づき、その根拠規定として、所要の変更を行うものであります（「別紙」2. 記載の変更案第17条第2項ご参照）。
- (2) 買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行う場合、「当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針」に定める一定の者（以下「非適格者」といいます。）については、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得に当たり、非適格者以外の新株予約権者と異なる取扱いを受ける旨を新株予約権の内容として定めることから、あらかじめ、この旨を明記しておくものであります（「別紙」2. 記載の変更案第17条第3項ご参照）。

II. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

III. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月17日（水）
定款変更の効力発生日	平成21年6月17日（水）

以 上

別紙

1. 「定款一部変更の件（1）」の変更の内容

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 本社は、株券を発行する。</p>	<p><削除></p>
<p>第8条 <条文の記載省略></p>	<p>第7条 <条数を繰り上げ、条文は現行どおり></p>
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 本社の単元株式数は、1,000株とする。 本社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 本社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><削除></p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 本社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><新設></p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 本社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p><新設></p>	<p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 本社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に対して請求(以下「売渡請求」という。)することができる。但し、本会社が売り渡すべき単元未満株式の数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</p> <p>前項に定める売渡請求をすることができる時期、請求の方法等については、株式取扱規則による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 本社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 本社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</p>
<p><新設></p>	<p>附則</p> <p>第1条 本社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。 本社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款のほか、株式取扱規則による。 本条は、平成22年1月6日をもって削除する。</p>

(注) 下線は、変更部分を示します。

2. 「定款一部変更の件（2）」の変更の内容

現行定款	変更案
<p>(株主総会決議事項)</p> <p>第17条 本会社の株主総会においては、法令及び本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>前項における本会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、本会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、本会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど本会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</p>	<p>(株主総会決議事項)</p> <p>第17条 本会社の株主総会においては、法令及び本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。</p> <p><u>本会社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p><u>本会社は、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>本会社株式の大量取得行為に関する対応策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p>(2) <u>本会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引換えに本会社株式を交付することができること</u></p> <p><u>第1項及び第3項における「本会社株式の大量取得行為に関する対応策」とは、本会社が資金調達又は業務提携等の事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、「導入」とは、本会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど本会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p>

(注) 下線は、変更部分を示します。

以 上